

京都市告示第277号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局伏見土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和7年7月7日

京都市長 松井 孝治

名称	位置	供用開始の期日
古川第四公園	伏見区羽束師古川町154番2	告示の日

(伏見土木みどり事務所)